

【 任意継続を申請される方へ 】 ※必ずお読みください。

下記資格要件等ご確認のうえ、申請してください。

任意継続被保険者の資格取得要件

- ① 資格喪失日の前日まで継続して2か月以上の被保険者期間があることが必要です。
- ② 退職日の翌日から20日以内に健保組合に提出してください。
- ③ 資格期間は2年間(2年以内に75歳到達の場合は75歳誕生日前日まで)です。

留意事項

- ① 退職事由によっては国民健康保険のほうが保険料(税)が安い場合があります。
解雇・雇い止め・事業主都合等の場合、保険料(税)が軽減されます。国民健康保険の保険料(税)を、お住まいの市区町村に確認してから申請してください。
- ② 保険料は「全額自己負担」となります。申請時に保険料を必ずご確認ください。
※ 任意継続保険料は、退職時の標準報酬月額と、当組合の平均標準報酬月額のいずれか低い方に保険料率を掛けて算出されます。また、40歳以上65歳未満の方は、介護保険料が上乘せされます。
- ③ 同一月に資格を取得して就職により資格喪失した場合は、1か月分の保険料がかかります。又、就職先でも1か月分徴収されます。
- ④ 保険証は、原則として本人・家族分を含めて全て退職日に返却いただきます。健保組合に直接返却される場合は、事前に事業所へ連絡をお願いします。
- ⑤ 資格取得申請書提出後、初めて納付すべき保険料を納付期日(「保険料支払通知」に印字された日)までに納付しなかった場合、任意継続被保険者にならなかったものとみなします。(法第37条)
- ⑥ 初回は、健保組合から送付される「保険料支払通知」より納付していただきます。
※ 前納分割(半年)、及び、前納一括(1年)を選択された方は、初回の保険料に前納分を合算した額となっています。
- ⑦ 原則、2回目以降の保険料は、貯金事務センターの自動払込受付通知された方より「ゆうちょ銀行」からの口座振替(引落)となります。
- ⑧ 納付期限は毎月10日です。納付がない場合は、期限の翌日より資格を喪失します。(法第38条)
※ 月納を選択された方の毎月の保険料の『引落日は5日』ですが、『納付期限は10日』です。
- ⑨ 健保組合に届出た内容に変更がある場合は、速やかに届出をお願いします。尚、必要書類については健保組合にご請求ください。例:氏名変更・住所変更、被扶養者に異動がある場合等
- ⑩ 任意継続被保険者の資格を喪失した場合は、保険証を健保組合に必ず返却ください。

記入方法 (記入洩れがないか確認してください。)

- ① 保険証記号・番号(退職前の記号・番号)今まで勤務していた事業所の名称・氏名フリガナ・退職日・生年月日・性別
・資格取得年月日(保険証に記載の年月日)退職事由(該当に『○』をつける。その他の場合は、事由を記入)
・退職日の翌日の年齢を記入・申請者の住所電話番号を記入(退職後直ちに転居される方は変更後の住所を記入)
Fax・携帯・E-mail・緊急連絡先は、可能な限り記入してください。
※ 氏名・フリガナは、申請書の内容通り保険証に印字しますので正確にご記入ください。
- ② 希望する保険料の納付方法(1~3)を選択して『○』をつけてください。(新規加入時の選択欄です)

┌	1 月納	1か月分の『保険料支払通知』(振込用紙)で納付
	2 前納分割 (半年)	加入月分+加入月翌月分~9月分または、 加入月分+加入月翌月分~3月分の『保険料支払通知』(振込用紙)で納付
	3 前納一括 (年間分)	加入月分+加入月翌月分~3月分の『保険料支払通知』(振込用紙)で納付

申請時期によっては、初回加入分が、2か月分となる場合があります。
~ 保険料を前納されると、年4%の複利現価法による割引があり、納付忘れの防止にもなります ~

この申請書と一緒に提出していただく書類

- ① 「ヤマハ健康保険組合任意継続保険料自動払込利用申込書」
指定金融機関は「ゆうちょ銀行」のみです。申請者本人名義の口座に限ります。口座のない場合は、お手数ですが新規開設してください。月納を選択された方は、口座登録完了後、初回の翌月分より口座振替(引落)します。
8月・2月に次回の保険料の納付方法についてご案内します。(前納を選択された方は、前納期間終了後にご案内)
- ② 「被扶養者(異動)届」(引続き家族を扶養継続する方のみ提出)
被扶養者を引続き扶養継続する場合、「被扶養者(異動)届」に必要書類を添付してください。
被保険者の他に就労しているご家族がある場合は、その方に扶養の付替えができないかご検討ください。
その方が扶養できない場合は、「被扶養者(異動)届」に理由と収入のわかるものを添付してください。
18歳以上の家族は、収入の再審査をおこないます。
必要添付書類は原則として新規加入申請時と同じです。
※ 被扶養者の「認定申請に必要な添付書類一覧」にて確認してください。
届出のない場合、申請の内容によっては、扶養継続できない場合もあります。予めご承知おきください。